

那覇市低未利用土地等確認書の交付に係る事務処理要綱

令和3年2月2日
まちなみ共創部長 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「令」という。）及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。以下「規則」という。）等の一部改正により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域内にある低未利用土地（土地基本法（平成元年法律84号）第13条第4項に規定する低未利用土地をいう。以下同じ。）又は当該低未利用土地の上に存する権利（以下「低未利用土地等」と総称する。）について一定の要件を満たす譲渡をした場合の所得税及び個人住民税の特例措置の適用を受けようとする者が確定申告書に添付する確認書（当該低未利用土地等について、市長が書面等により第4条第2号及び第3号の確認をしたこと等を示す書類をいう。以下「低未利用土地等確認書」という。）の交付に係る事務処理等を円滑かつ適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(要綱の遵守)

第2条 市長は、この要綱を遵守して確認書の交付に係る事務の円滑かつ適切な運用に努めるものとする。

(事務の所管)

第3条 市長が行う事務は、まちなみ共創部まちなみ整備課において処理するものとする。

(交付要件)

第4条 低未利用土地等確認書の交付は、以下の要件に該当するものとする。

- (1) 都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域内にある低未利用土地等であること及び譲渡の後の当該低未利用土地等の利用について、別表「低未利用土地等確認書の交付のための提出書類及び確認事項等一覧表」（以下「別表」という。）に基づき市長の確認がされたものの譲渡であること。
- (2) 譲渡の年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡であること。

(申請書の提出)

第5条 低未利用土地等確認書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、
低未利用土地等確認申請書（別記様式①－1）のほか別表に定める必要書類を添えて、
市長に提出しなければならない。

(確認書の交付)

第6条 市長は、第4条のいずれについても確認がとれた場合は、低未利用土地等確認書に
押印し、申請者に対して交付するものとする。

(書類の保管)

第7条 申請者に交付した低未利用土地等確認書の写し及び内容を確認した書類等は、国税
通則法（昭和37年法律第66号）第70条第5項第1号に基づく国税の更正決定等の期
限を踏まえ、適用対象となる譲渡があった年の翌年から7年間保存することとする。

付 則

この要綱は、令和3年2月2日から施行する。

(令和3年2月2日まちなみ共創部長 決裁)

付 則

この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

(令和3年5月31日まちなみ共創部長 決裁)